

本校高等部における 進路支援について



茨城県立伊奈特別支援学校

進路支援部進路支援係

1. 進路支援の基本的な考え方

進路支援とは

高等部卒業後の進路先を決定することではありません。生徒一人一人の将来の夢や希望の実現を目指し、人生を豊かに歩む力を育てる支援です。

進路支援・キャリア教育で大切にしていること

- 社会生活に必要な知職や態度を養い、活用できる力を育てること。
- 自分の生きがいを見つけ、社会に積極的に関わろうとする意欲を育てること。
- 他者と良好な関係性を築くことができ、社会の一員として円滑に生活する力を育てること。
- 生徒自らが自分の適性を知り、主体的に進路を選択し、決定できる力を身に付けること。

2. 進路支援の概要

① 高等部3年間の進路学習（実習等）の概要

	1・2コース	3・4コース
1年	<p>校内実習 1期【6月】（2週間） 2期【10月】（2週間）</p> <p>適性の把握、課題の把握・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路選択のための情報収集 ・個別面談等で担任と家庭とで進路の方向性を確認 	<p>校内実習 1期【6月】（2週間） 2期【10月】（2週間）</p> <p>適性の把握、課題の把握・改善</p> <p>デュアル型実習①（1月下旬、2日程度）</p> <p>高2 第1期現場実習希望調査（2月）</p>
2年	<p>校内実習 1期【6月】（2週間）</p> <p>適性の把握、課題の把握・改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路選択のための情報収集 ・個別面談等で担任と家庭とで進路の方向性を確認 ・第2期現場実習希望調査（7月） <p>現場実習 2期【10月】 （1～2週間） ※希望者対象で最大2事業所まで</p>	<p>現場実習 1期【6月】（2週間） 2期【10月】（2週間） 3期【1月】（2週間）</p> <p>デュアル型実習②（5月中旬、2日程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・進路選択のための情報収集 ・個別面談等で担任と家庭とで進路の方向性を確認
3年	<p>現場実習 1期【6月】 2期【10月】 （1～2週間） ※進路先の決定を目指し、 柔軟に事業所数を決める。</p>	<p>現場実習 1期【6月】 2期【10月】 3期【1月】</p> <p>進路の決定（12月頃） 卒業後の生活の準備</p>

○時期や内容については、変更になる場合があります。

② 校内実習

■校内実習とは

- ・能力や進路想定に基づいた班に分かれ、就労、生活に必要な基本的技能や態度を身に付ける体験学習です。その中で、個々の進路に向けた適性や課題を知ることができます。

③ 現場実習

■現場実習とは

- ・卒業後を想定した生活を体験し、**進路決定**していく実習です。
- ・2年生と3年生が対象となります。

■実施期間

5日間～10日間程度の実習を年2～3回行います。

なお、3期については基本的に一般事業所を中心とした実施となります。

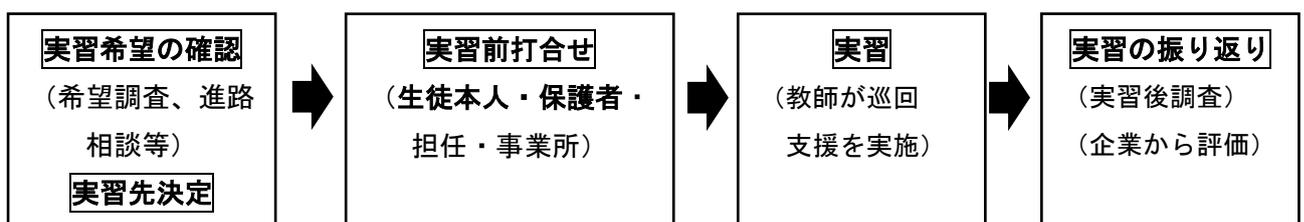
※3年生の3期の実習については、基本的には、進路未決定の生徒を対象とします。しかし、進路が決定している場合でも、事業所の要望や必要に応じて行う場合があります。

■実習先

一般就労想定者 : 2年生では、本人の希望や関心のある業種を中心に、いろいろな業種を経験できるように配慮し、適性を判断できるようにします。実習を通して事業所を絞り込み、3年生1期～2期までに、内定へと結び付けていきます。

福祉事業所希望者 : 2年生2期より、本人及び保護者が希望する福祉サービスを提供する事業所で実施します。3年生2期までにサービスを受けたい事業所を決定します。利用日数などの調整が必要な場合は、福祉課や担当相談支援員と連携を図り、円滑な契約ができるようにします。

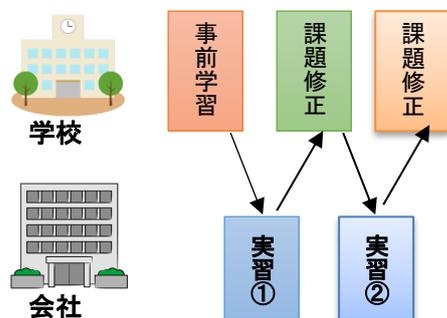
■現場実習の流れ



④ デュアル型実習（3・4コース生徒対象）

■デュアル型実習の位置づけ

一般的な「デュアル型実習」とは、個々が短期間の実習と学校での学習をサイクル化して行い、課題改善を進めていく形式の学習を指します。



体験（実習）と振り返り（授業）の一体化

↓
デュアル型実習

本校では「実習における課題修正」の考え方を生かしたうえで、2～5人程度の小グループでの実習を実施しています。

- ・ 1～2年次において、様々な業種（クリーニング・介護・小売・物流等）を2日程度経験します。
- ・ 生徒が複数の職種や仕事内容を経験する機会とすることで、それぞれの業種の具体的なイメージをもてるようにし、進路を選択する際の一助とします。
- ・ 実習1日目と2日目の間に学校での学習日を設けて、評価・課題改善を行い、職場に適応したり、働く態度や技能を養ったりします。

■対象

- ・ 3、4コースの1・2年生
- ・ 自宅から事業所に直接通勤する場合と、学校から自転車や徒歩で通勤する場合があります。基本的に自力通勤ですが、自転車の利用が難しいなど、困難な場合は、保護者送迎となります。

■実習形態

- ・ 2～5人程度のグループに分かれて実施。各グループには教員の引率あり。

3. 進路決定まで

① 進路決定までの流れ

■ 1・2コース

	1年生	2年生	3年生	進路決定
生徒 家族	校内実習	現場実習（2期）	進路先の絞込み 現場実習	
	情報収集 福祉事業所の見学・相談 福祉サービス利用			
	生徒の卒業後のライフプランを具体的に考える期間。		実習中の評価や様子を踏まえ利用する事業所を選びます。	
学校	情報提供・学習指導 福祉事業所や福祉サービス等に関する 情報提供、学習評価	現場実習の指導 事前・事後学習、 巡回指導		
	生徒の特性に合わせて進路にかかわる具体的な支援を行い、必要な情報提供や相談を行います。	事業所へ支援方法の助言などを行います。		

■ 3・4コース

	1年生	2年生	3年生	進路決定
生徒 家族	校内実習 デュアル型実習	現場実習 デュアル型実習	現場実習 (就職活動) 求人票→面接	
	実習の評価を踏まえ、進路先を考えていきます。(就職、福祉サービスの利用など)		実習の評価等を踏まえ、働き方(雇用条件等)を考えていきます。	
学校	情報提供・実習の指導 就職に関する情報提供 実習の指導 事前・事後学習、 巡回指導			
	生徒の特性に合わせて進路に関わる具体的な支援を行い、必要な情報提供や相談を行います。		生徒と企業のマッチングに向け必要な指導や職場への助言を行います。	

4. 卒業時の進路選択について

① 進路選択



② 卒業生の進路状況（過去3年間）

年 度	就 職	障害者福祉サービス		在 宅	合 計
		通所	入所		
令和 2年	18	19	0	0	37
令和 3年	10	14	0	0	24
令和 4年	11	17	0	0	28

5. その他

① アセスメントについて

卒業後すぐに就労継続支援B型の福祉サービスを利用したい場合は、事前に就労移行支援サービスを経験し「アセスメント」を行う必要があります。大まかな流れは以下の通りです。

- ① アセスメントが可能な事業所（就労移行支援を提供する）を選ぶ
※福祉課・相談支援事業所と相談の上決定
- ② 相談支援事業によるサービス等利用計画を作成（就労移行支援）
- ③ 就労移行支援サービスを利用しアセスメントを実施
- ④ 就労支援B型利用申請
- ⑤ サービス利用開始

② 一般企業就職についての知識

■一般雇用ではなく、「障害者枠での障害者雇用」になる（手帳が必須）ことをご理解ください。

- ・法律で「障害者雇用率」が定められており、障害のある方を一定数採用する義務が企業にはあります。

■雇用形態は正社員の場合もありますが、パート、契約社員等が多い傾向にあります。

- ・正社員ではなくても、一定の条件を満たして社会保険等に加入することができます。労働条件（「通勤手当」「社会保険」「賞与の有無」など）にも着目し、必要に応じて企業と話し合います。
- ・週5日勤務で6～8時間勤務が基本ですが、個々の実態に合わせて多様な働き方を企業に提案することもできます。

■特例子会社とは

- ・障害者の雇用促進や安定した就業のために設立された会社です。特例子会社には、親会社との関係性や障害者の割合など、いくつかの条件が定められており、厚生労働省が認可をします。障害に対する配慮等も義務付けられています。

※近隣の特例子会社の例

ウエルシア・オアシス（土浦）、カスミみらい（神立）、クボタワークス（つくばみらい）
アステラスグリーンサプライ（つくば）、平山LACC（牛久・稲敷）
メイテックビジネスサービス（柏市）、NECフレンドリースタフ我孫子事業所（我孫子市）

等

③福祉サービス利用の知識

- 各市町村の福祉課が福祉サービス事業所を把握しています。まずは、市役所の福祉課に行き、どのような福祉事業所があるのか調べましょう。
- 住まいの市町村以外の情報を得たい場合は、インターネットで WAMNET（ワムネット）を検索し調べることができます。学校でも情報提供をいたしますので、その際は担任までお知らせください。
- サービス名だけで事業所を判断せず、実際に見学をして事業所の方から理念や特色、活動内容を積極的に聞きましょう。事業所との信頼関係はとても重要です。

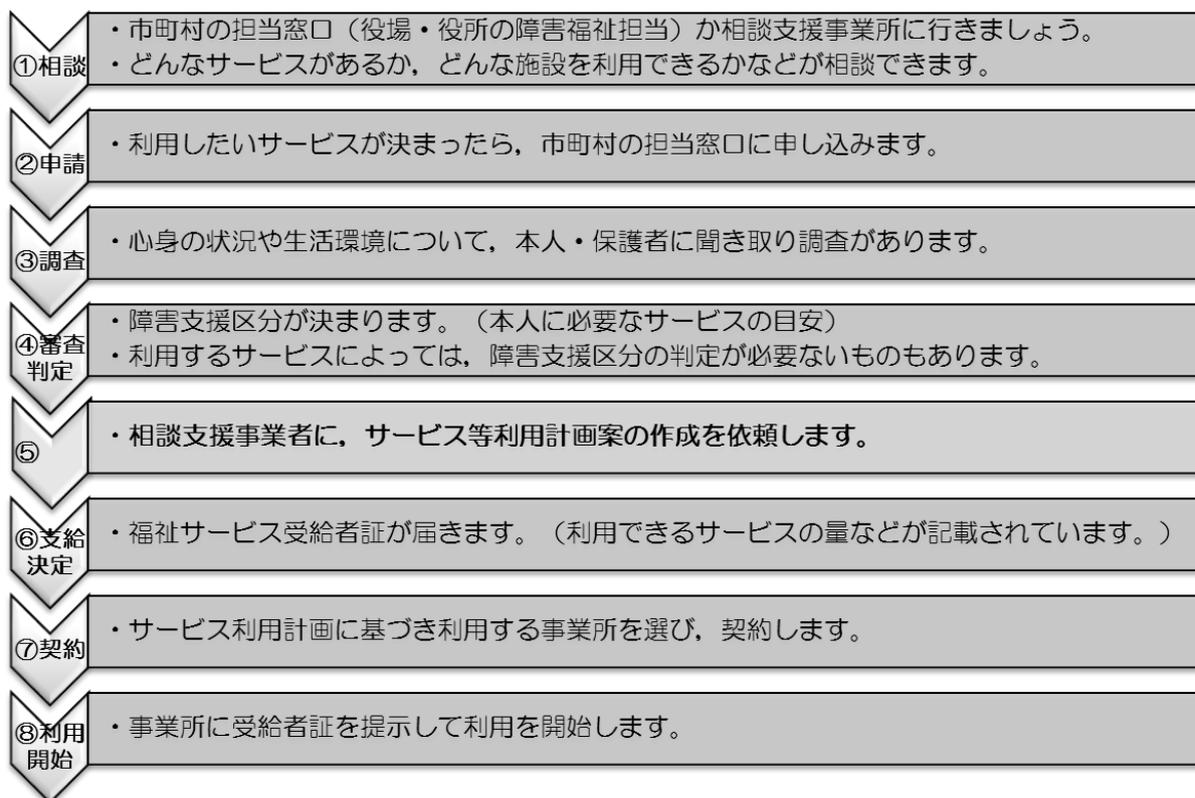
<福祉サービスの内容（日中の主なサービス）>

- ①就労移行支援・・・一般就労に向けた訓練や支援を行うサービス
- ②就労継続支援A型・労働者として働きながら一般就労に向けた訓練を行うサービス（雇用型）
- ③就労継続支援B型・生産活動や就労に向けた訓練を通じて次のステップを目指すサービス（非雇用型）
- ④自立訓練・・・自立した日常生活、社会生活に向けた生活能力の向上を目指すサービス
- ⑤生活介護・・・日常生活上の支援を行ったり、創作的な活動や生産活動を提供したりするサービス
※この他にも、いろいろなサービスがあります

①～④を訓練等給付 ⑤を介護給付 といいます。

【福祉サービスの利用手続きの流れ】

18歳を境に児童福祉法からの切り替えがあるため、今まで受給者証を持っていた方も新たに申請が必要です。



【障害支援区分について】

障害福祉サービスを利用する人がどれくらいの支援を必要としているかを判定する区分があります。非該当から6段階まで分かれており、数字が大きくなるほど、支援の必要性が高いと認められます。障害支援区分は福祉サービスの中での「介護給付」を使うときに必要です。例えば、生活介護サービスを使うときには区分「3」以上、施設入所支援の場合は区分「4」以上であることが条件になっています。

【相談支援事業について】

■相談支援事業とは

- ・相談支援専門員が、障害者やその家族などの相談に応じ必要な情報の提供や助言を行います。
- ・福祉サービスの利用の援助をします。(サービスや事業所の情報提供、連絡調整、相談など)
- ・障害福祉サービスを利用するために必要となる「サービス等利用計画」の作成をします。
- ・18歳以上の方の利用の場合は契約が結べない相談支援専門員さんもいるので確認しておくことが必要です。

【福祉事業所の開設時間について】

福祉事業所は、始まる時間も終了時間も事業所ごとに異なりますが、おおよそ9:00頃から15:00頃までの事業所が多いようです。卒業後は放課後等デイサービスの利用はできないため、場合によっては夕方の支援サービスが不足することになります。日中一時支援サービスなどを利用する方法がありますが、現状で受け入れ先が不足している状況もあり、注意が必要です。担任や進路担当者、相談支援の方と話し合いながら、卒業後のライフスタイルについて準備を進めていきましょう。